

テロ特措法に代わる新法案の慎重審議を求める声明

1 本年 11月 2日、テロ特措法は期限切れを迎えて廃止され、海上自衛隊の海外給油活動は終了している。

ところが、政府与党は、自衛隊によるインド洋での給油活動を再開するため、本年 10月 17日、テロ特措法に代わる新法案（テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案、以下「新法案」という）を国会に提出し、11月 13日、衆議院本会議において、自民・公明の賛成によって、新法案を可決した。

当会は、新法案も、旧テロ特措法と同様に憲法 9条に抵触する疑いを有し、また旧テロ特措法に基づく海上自衛隊による給油活動の実態も充分に明らかにされていない現状をみれば拙速に新法案を審議、採決すべきではなく、新法案を慎重に審議すべきであると考える

2 すなわち、新法案は、米軍主導の「不朽の自由作戦」（O E F）の一環として行われている「海上阻止活動」を支援するために、インド洋（ペルシャ湾を含む）などにおいて、自衛隊が、「海上阻止活動」の任務に従事する米軍艦船など諸外国の軍隊等の艦船とこれに搭載された回転翼航空機に対して給油、給水という補給活動を行うことを内容としている。

しかし、「海上阻止活動」は、米軍などが行う軍事行動と一体不可分の活動であり、また、法文上「海上阻止活動」の任務に従事している艦船が同時に直接の武力行使の任務を遂行する場合があることは排除されていない。そのため、自衛隊が行う補給活動は、兵站活動として、憲法 9条が禁止した海外での武力行使に該当する疑いがあり、また憲法が禁止した集団的自衛権行使にあたらないかという疑義がある。

また、旧テロ特措法に基づく過去 6 年間の給油活動については、海上自衛隊が給油した艦船から飛び立った航空機が、アフガン南部の空爆に出撃していたことや、海上自衛隊が補給した燃料がイラク戦争に参加していた空母キティホークに間接給油されていたなど、旧テロ特措法に違反した活動が含まれていた可能性が高まっている。新法案でも、自衛隊から給油を受けた外国艦船が、海上阻止活動以外の活動に従事しないことを担保する規定はない。

更に、新法案では、テロ特措法で規定していた「国会承認」条項が削除されているが、これまでの給油活動がテロ特措法に違反して実施されていた疑いがあることや、給油量に関して虚偽の報告がされていたことが明らかになっている状況で「国会承認」を不要とすることは、文民統制の点から重大な疑義がある。

そして、アフガニスタンにおける軍事作戦が、かえって、アフガニスタンの復興を妨げ、治安を悪化させていることが懸念されている。日本が補給活動を行うことによって、現地での支援活動に従事している日本のNGO団体などの安全を脅かしているとの指摘もある。今こそ、日本が憲法の平和主義に則って非軍事による人的物的な復興支援を検討し、これを拡大していくことが、アフガニスタンの復興と治安回復につながると考えられる。実際に、日本はこれまでも、アフガニスタンに対するODA支

援として総額12億2000万ドルの支援を実施し、治安改善策として、DDR（武装解除）などの支援、復興のために道路整備支援、インフラ整備への支援、教育支援、保険・医療支援、アフガニスタンで活動する日本NGO支援など、人的財政的支援を行っており、日本には、非軍事による復興支援の実績もある。「

3 したがって、当会は、新法案について、憲法9条への抵触の疑いがある点について充分な検討をすることなく、また、従前の自衛隊による補給活動について充分な検証と治安対策としての有効性を検討することなく、拙速に新法案を審議することに反対し、日本が非軍事部門でアフガニスタンの復興と治安回復対策の支援を拡大することこそを検討するよう求めるものである。

2007年（平成19年）12月17日

兵庫県弁護士会
会長 道上 明